

(参 考) 総務委員会修正案

### 倉敷市災害対策基本条例

近年、台風に伴う大雨や高潮による災害、地震や津波による災害等、全国各地で多くの被害者を出す災害が発生している。

本市においても、台風による大雨や高潮による甚大な被害が生じたことは、記憶に新しいところである。

こうした災害に対し、これまで以上にわたくしたちの意識の高揚を図り、被害を最小限にとどめるため、市や市民、地域コミュニティ、事業者等が相互に連携し、協力を図りながら、災害対策に取り組んでいく必要があることから、この条例を制定する。

#### (目的)

第1条 この条例は、災害予防及び災害発生に対し、市域を保全し、並びに住市民の生命、身体及び財産を保護するため、市、市民、地域コミュニティ及び事業者等がそれぞれの責務又は役割を果たし、連携し、協力して迅速な対応を図ることを目的とする。

#### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 倉敷市地域防災計画 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき作成した倉敷市域に係る防災に関する計画をいう。
- (2) 自主防災組織 災害対策基本法第5条第2項に規定する自主防災組織をいう。
- (3) 避難所 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、倉敷市地域防災計画に定めるところにより開設される避難所をいう。
- (4) 災害時要援護者 高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊婦妊産婦等であつて、災害から自らを守るための安全な場所への避難等に支援を要する者をいう。
- (5) 地域コミュニティ 町内会、自治会等の組織をいう。

#### (基本理念)

第3条 災害対策は、市が市民の生命、身体及び財産を災害から保護する公助、市民が自らの安全は自らで守る自助並びに市民が地域コミュニティ、事業者等とともに地域において互いに助け合う共助を基本として実施するものとする。

2 災害対策は、市、市民、地域コミュニティ及び事業者等がその責務又は役割を果たすとと

もに、協働することにより着実に実施するものとする。

(市の責務)

第4条 市は、市民、地域コミュニティ及び事業者等と連携し、協力することにより、それぞれの役割を果たし、機能が有効に発揮されるよう、市全体の防災力の向上に努めるものとする。

2 市は、市民の知恵及び情報を防災に生かす自主防災組織の結成及び育成の支援に努めるものとする。

3 市は、国及び県と連携して、港湾、河川及び水路の改修、急傾斜地崩壊対策、公園への防災機能の導入及び強化、公共施設、住宅等建築物の耐震化、避難所として予定されている公共施設の整備等を推進することで、災害に強いまちを築くよう努めるものとする。

4 市は、災害の発生が予測されるとき、又は災害が発生したときは、倉敷市地域防災計画に基づき、避難誘導、避難所の設置等を行うほか、市民等への迅速な広報に努めるものとする。

5 市は、過去及び直近の台風、地震等の災害を検証し、必要に応じて倉敷市地域防災計画の見直しを行うものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、地域の防災訓練及び防災に関する学習会への参加に努めるものとする。

2 市民は、災害による被害を最小限にとどめるため、自ら所有する建築物の耐震性の確認、その結果に基づく耐震補強、地震による家具等の転倒防止策等安全性の確保に努めるものとする。

3 市民は、災害に備え最寄りの避難所及び避難経路の確認に努めるとともに、災害発生時には、市が発する緊急情報に注意し、避難勧告、避難指示等が発令されたときは、これに応じるものとする。

(地域コミュニティの役割)

第6条 地域コミュニティは、自主防災組織の結成を図り、構成員に対してその参加を呼びかけるよう努めるものとする。

2 地域コミュニティは、災害の発生が予測されるとき、又は災害が発生したときは、災害時要援護者の避難誘導等その構成員の安全確保に努めるものとする。

(事業者等の役割)

第7条 事業者等は、災害への備えとして、事前に危険要因を把握し、自主防災活動の取組に

努めるものとする。

- 2 事業者等は、災害による地域への被害を最小限にとどめるため、所有する建築物等の耐震性の確認、その結果に基づく耐震補強等安全性の確保に努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。